

名古屋市選挙管理委員会告示第4号

委員長職務代理者の指定について

令和7年7月3日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第5条の規定により、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理すべき委員に次の者を指定した。

令和7年7月3日

名古屋市選挙管理委員会委員長 渡 辺 義 郎

- 1 住 所 名古屋市緑区細口3丁目109番地の1
- 2 氏 名 江 口 文 雄

名古屋市選挙管理委員会事務局